

## 千葉県歯・口腔保健審議会運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、千葉県行政組織条例第28条第1項に基づく、千葉県歯・口腔保健審議会（以下、「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を行う。

### (会議)

第3条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が審議会の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (部会)

第4条 審議会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。

| 部会         | 所掌事務   |
|------------|--|
| 歯科保健事業専門部会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「千葉県歯・口腔保健計画」に基づく歯科保健事業に関すること。</li> <li>・その他「千葉県歯・口腔保健計画」に関して、審議会が必要と認めること。</li> </ul> |

- 2 審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じてその他の部会を置くことができる。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名した者とする。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理する。

- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。
- 7 審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とみなすことができる。ただし、部会長が必要と認めたときは審議会に付するものとする。
- 8 前条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

#### (会議の公開)

- 第5条 審議会及び部会の会議は、公開とする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会又は部会の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないことができる。
- 2 会長又は部会長は、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴人の数の制限その他必要な制限を加えることができる。

#### (庶務)

- 第6条 審議会及び部会の庶務は、健康福祉部健康づくり支援課において処理する。

#### (雑則)

- 第7条 この要綱で定めるもののほか、議事の手続き、その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

#### 附則

##### (施行期日)

この要綱は、平成26年2月5日から施行する。